

「身体運動文化研究」 審査要項

1. 「身体運動文化研究」の論文審査に関する「審査要項」を次のように定める。
2. 編集委員会は、投稿者が望む審査の種別を考慮した上で審査員を選出する。
3. 審査員の選出方法審
 - 1) 投稿論文のうち、「原著論文」、「研究資料」、「研究ノート」は、審査員を2名選出して審査依頼をする。
 - 2) 投稿論文のうち、「総説」、「その他」は、審査員を1名選出して審査依頼をする。
4. 査員による判定基準は、A. (そのまま掲載してよい)、B. (一部修正すれば掲載してよい)、C. (大幅に修正可能ならば掲載してよい)、D. (掲載不可)、E. (審査困難) の5段階とする。
 - 1) A.判定とは、誤字脱字がなくそのまま掲載可能な論文。
 - 2) B.判定とは、誤字脱字も含み修正が必要であり、修正後の再審査が必要である論文。
 - 3) C.判定とは、論文内容に大幅な修正が必要な問題があり、修正なき場合は掲載が不適な論文。
 - 4) D.判定とは、論文の内容に修正不可能な問題があり、掲載が不適切な論文のこと。
 - 5) E.判定とは、何らかの理由で審査が困難な論文のこと。この場合は、直ちに他の審査員を選び、審査を依頼する。
 - 6) B.および C.判定を下した審査員は、ケアレスミスを含めて内容修正が必要である箇所すべてに判定理由(別紙添付)を付けること。原則として2回目審査以降、新たな修正要求はできない。
5. 編集委員会は、審査員判定に基づいて、以下のように論文掲載の可否を決定する。
 - 1) 2名の審査員による判定の場合
 - ・ 判定 A.A.の場合は、掲載可。
 - ・ 判定 A.B.または B.B.、A.C.、B.C.、C.C.の場合は、修正後再審査。
 - ・ 判定 D.D.の場合は、掲載不可。
 - ・ 判定 A.D.または B.D.、C.D.の場合は、第3審査員を選出し審査依頼をする。第3審査員が判定 A.または B.もしくは C.の場合は修正後再審査、判定 D.の場合は掲載不可。ただし、3名の判定が A.D.A.の場合は掲載可。
 - 2) 1名の審査員による判定の場合、その判定通りとする。
 - 3) 編集委員会は、審査結果を速やかに投稿者ならびに審査員に通知する。
 - 4) 判定結果が掲載可または不可となった場合、その審査結果ならびに判定理由を投稿者に送付する。
 - 5) 判定結果により修正と再審査が必要となった場合、審査結果とその理由を投稿者に送付して論文の修正と再提出を請う。
6. 再提出論文の審査
 - 1) 判定 B.もしくは C.の場合は、審査員に審査を再依頼する。その後の手続については、上記5-1) 2) 3) 4) 5) を準用する。
7. 審査員は、投稿論文の掲載の可否が決まるまで、審査に関することで投稿者ならびに他の審査員との連絡をとってはならない。
8. 編集委員会は、当該論文の掲載もしくはその過程において重大な問題が生じたと判断される場合、審査員に照会した上で編集委員会としての判断を下すことができる。

この審査要項は、平成27年4月1日から適用する。

以上